

# 長野県観光振興財源検討部会中間とりまとめ(報告書案) 概要版

## ▶ 検討結果のまとめ

### ①新たな観光振興財源検討の必要性

- ・長野県観光の目指す姿である「世界水準の山岳高原観光地」の実現に向けて、ハード・ソフト両面から様々な観光振興施策に取り組んでいく必要がある
- ・一方で高齢化による社会保障関係費の増加や頻発する災害への対応強化費用増加などにより県財政の硬直化が懸念される
- ・現状の地方財政制度では、県税収入が増加しても地方交付税は減少することとなり、独自の自主財源確保策を検討することが必要

### ②観光振興財源確保の基本的な考え方

- ・地域に内在する強み・特徴を伸ばし、住む人が地域を誇りに思うとともに、その暮らしに憧れて訪れる観光客が共に観光地を創る
- ・観光に関わる全ての人々がサステナブル（持続可能）かつユニバーサル（誰もが観光を楽しめる）となる取組を進める

これらを踏まえ、「世界水準の山岳高原観光地」の実現に向けて今後観光振興財源を活用して取り組む必要のある施策例を以下のとおり整理した。

なお、下記施策は例示であり、具体的な用途や配分は、今後県が策定する観光ビジョン（仮称）等において示すこととなる。

区分	観光施策例
長野県らしい観光コンテンツの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・様々なアクティビティの充実</li><li>・自然・文化資源の観光面での活用促進</li><li>・観光を通じた学びの支援</li><li>・新しいライフスタイルへの対応</li></ul>
世界水準の受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光分野のDX推進</li><li>・交通の利便性向上</li><li>・インバウンド対応の強化</li><li>・ユニバーサルツーリズムの推進</li><li>・環境に配慮した観光地づくりなど観光地の質の向上</li></ul>
更なる観光振興の体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・世界水準の観光地を支える世界水準の観光地経営組織の構築</li><li>・観光人材の確保・育成</li></ul>
県内市町村への支援	税収の一部を交付金・補助金により、市町村が活用できる形とすることを想定
財政規模計	約30～50億円

### ③新たな観光振興財源確保策

他自治体の事例研究や対象となる観光行動の検討を行い、以下のとおり整理した。

- ・自主財源による政策の決定や安定的・持続的に必要となる収入規模の確保が可能な「法定外税」が適切
- ・地域のインフラ等を旅行者も利用しているため、相応分のコストを旅行者が負担することは妥当
- ・消費と行為の場所が近く、課税客体の捕捉性が高いことから徴収が容易であり、「短期の滞在者」として共に長野県を創るに当たり、負担を求める行為として適当である「宿泊」行為への課税について、まずは検討することが望ましい
- ・ただし、更なる財源確保の必要が生じる場合は、「入山」や「入域」等を含めた対象・手法による財源確保策についても検討すべき

## ▶ 税の制度設計（イメージ）

納税義務者（担税者）	旅館業法に規定するホテル・旅館・簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）の宿泊者
徴収方法及び特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"><li>・徴収方法：特別徴収</li><li>・特別徴収義務者：宿泊事業者等</li></ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"><li>・定額制（例 1人1泊100円～500円）</li><li>・定率制（例 宿泊料金の1～5%） ※県において検討</li></ul>
免税点	税率や徴収コスト等を踏まえ、県において検討
課税免除	なし（ただし、学習旅行等に対しては、助成制度などの負担軽減策を別途県において検討）
課税期間（見直し期間）	導入当初3年、以後は5年ごと

## ▶ 留意事項

- ・市町村が独自に税を導入する場合は、県の税率を一定程度引き下げる等の検討が必要
- ・税導入後の用途については、宿泊事業者等観光関係者・市町村等からなる場において毎年度検証すべき